

水道料金の免除等を行います

新型コロナウイルス感染症の影響により日々の生活に多大な影響を受けている町民の皆さんや事業者の方々の生活への不安を軽減するため、期間を設け水道料金を免除又は支援します。

・事前に簡易フローチャートからご自身の家庭の状況を確認してください。

① 簡易水道に加入している方

(1) 免除の内容

水道料金の全額（基本料金＋超過料金）

(2) 免除期間

令和2年10月分から令和3年3月分までの6カ月間
 棚野久国地区においては令和2年9月から2月分



Q & A 簡易水道に加入している方

Q 手続きは必要ですか？

A 不要です。

Q 全額免除となっていますが、いくらでも使えるのでしょうか？

A 可能ですが、施設に限度がありますので、過度の使用は控えていただき節水にご協力ください。

Q 検針は行うのでしょうか？

A 免除期間中におきましても、維持管理および使用水量確認等のため、検針業務は通常どおり行い、検針票についてもお配りさせていただきます。検針票の請求予定額に金額が記載されますが、実際には料金徴収は行いませんのでご注意ください。

Q 今回の免除措置について、町（上下水道課）から連絡等がありますか？

A 町（上下水道課）からお電話やご訪問をすることはありません。

Q 簡易水道に加入しており、別に個人で水道を調達しているのですが、支援はしてくれるのでしょうか？

A 簡易水道に加入されている方につきましては簡易水道料金の免除のみとなります。

Q 横瀬地区に住んでいるのですが、農業集落排水の料金の免除はないのでしょうか？

A 農業集落排水使用料金につきましては、免除はありません。

② 簡易水道に未加入の方

(1) 支援の内容

組合を設立し、水道料金を徴収している方

令和2年10月から令和3年3月までの6カ月間の水道料金を組合ごとに申請日を基準日とし、全額一括交付する。

戸別および事業者で水道を調達している方

令和2年10月から令和3年3月までの6カ月間、定額（1月あたり2,000円）支援金を原則住所地ごとに交付する。

※同一住所地で複数申請がある場合は該当とならない場合がありますので、詳しくは上下水道課までお問い合わせください。

(2) 必要な手続き

- ・次の内容を確認いただき、提出期限までに必要書類を提出ください。
- ・申請書は勝浦町ホームページでダウンロードしていただくか、上下水道課までお越しください。

申請者	提出書類	要件
組合代表者	申請書 料金が確認できる書類 定款、組合員名簿	水道料金を定期的に徴収し運営している組織であること
住所地代表者および事業者	申請書 事業者の場合は納税証明書等事業者であることが確認できる書類	勝浦町に住所を有する方

(3) 申請期間

- ・令和2年10月19日(月)から令和3年3月15日(月)までの間

Q & A 簡易水道未加入の方

Q 組合に加入にしているのですが申請は必要ですか？

A 個人での申請は不要です。ただし組合から一括で申請していただきますので、同意書への押印等の手続きが必要となります。

